

要求水準書に関する質問への回答

令和7年3月7日までに受け付けた質問に対して回答します。

No.	ページ	番号	項 ()	項目	その他	質 問	回 答
001	001	第 1	1 (1)			本要求水準書は最低基準を規定するものとあり、要求水準以上の事業者の提案、協議により要求水準が確定とあります。要求水準を設定するにあたり、将来の土地利用計画(配置や規模など)が明確でなければ、適切な提案が困難と考えます。該当する資料をご提示いただけますか？	立地企業の公募は令和 8 年を予定しておりますので、現時点では、将来の土地利用計画はありません。
002	001	第 1	1 (1)			数値的な要求水準として、「上載荷重10kN/m ² で許容残留沈下量10cm以下の設計」が示されていますが、他に考慮すべき指標はありますか。また、別の提案を行った場合に、この数値より優れている(要求水準以上である)と判断される基準はどのように設定されていますか？具体的な評価方法や比較基準をご教示ください。	「上載荷重10kN/m ² 」、「許容残留沈下量10cm以下」の他に数値の指標はありません。評価方法については落札者決定基準のとおりです。
003	001	第 1	1 (2)			要求水準は県との協議により確定すると思いますが、入札後に提案した要求水準を超える内容が求められた場合、請負代金の変更は発生するのでしょうか？契約変更の条件や取り扱いについて、ご教示ください。	事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
004	002	第 3	2 (2)			完成時における地盤高のうち、覆土厚さはどの程度見込めばよいでしょうか。	要求水準及び公有水面埋立免許申請を踏まえた設計をお願いします。
005	002	第 3	2 (1)			設計業務に係る条件(1)許容残留沈下量と(2)完成時の地盤高が満足していれば、将来の工場等の建設に影響がないと判断して問題ありませんか。	問題ありません。
006	002	第 3	2 (2)			現時点での埋立地の地盤高を教えてください。	個別現場説明会の際に、御確認をお願いします。
007	002	第 3	3			工事目的物の性能は別途提示されますか。	工事目的物の性能は、「上載荷重10kN/m ² 」、「許容残留沈下量10cm以下」です。
008	002	第 3	3			近隣施設への影響を考慮して地盤改良工法の範囲を設定する必要があります。近隣施設(土地境界)からのクリアランスはどのように考えていますか。(※地盤改良が必須となる範囲の確認、境界ギリギリまで改良が必要か。)	境界際までの施工をお願いします。
009	001	第 1	1 (2)			『第3 本事業に関する整備の要求水準』等に具体的な規定がないもの…県と協議を行い、設計図書を確認するものとする」とありますが、契約後の協議による設計図書の確定によって入札時の設計・工事数量・工事工程・工事価格に変更が生じた場合は、変更契約の対象との認識でよろしくご教示願います。	事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
010	001	第 1	1 (3)			「提案した内容について、設計業務中において県との協議を行い、設計図書を確認するものとする」との記述がありますが、契約後の協議による設計図書の確定によって入札時の設計・工事数量・工事工程・工事価格に変更が生じた場合は、変更契約の対象との認識でよろしくご教示願います。	事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
011	002	第 3	1(1)	2つ目		工事目的物の性能を提示いただきたい。 公有水面埋立免許及び、護岸設計の時には沈下の検討がなされていなかったのか。有ればご提示願います。	工事目的物の性能は、「上載荷重10kN/m ² 」、「許容残留沈下量10cm以下」です。 公有水面埋立免許及び護岸設計の際には沈下の検討をしていません。
012	002	第 3	1(1)	3つ目		「近隣施設への影響を考慮した施工計画」との記述がありますが、基本計画時点における近隣施設からの要望や施設に対する制限条件の有無をご教示願います。有る場合はその内容をご提示願います。また、当工事の契約までの期間に、近隣施設への制限条件を全て確認し、施工計画・工事価格に反映することは現実的でないと思料します。契約後に発生した制限条件に対する施工計画の変更とそれに伴う工期の変更および工事価格の変更は、変更契約対象との認識でよろしくご教示願います。	地元漁協からは、施工中、汚濁水が流出しないように、十分に配慮することの御要望をいただいております。 なお、事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
013	002	第 3	1(2)	2つ目		「近隣区域の環境に配慮した施工計画」との記述がありますが、基本計画時点における近隣区域の環境に配慮する事項の有無をご教示願います。有る場合はその内容をご提示願います。また、当工事の契約までの期間に、近隣区域の環境への配慮事項を全て確認し、施工計画・工事価格に反映することは現実的でないと思料します。契約後に顕在化した制約条件に対する施工計画の変更とそれに伴う工期の変更および工事価格の変更は、変更契約対象との認識でよろしくご教示願います。	近隣への騒音、振動、悪臭等に配慮してください。 なお、事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
014	002	第 3	1(3)	1つ目		「周辺企業、地元漁業協同組合及び西条市等の理解を得るように努めること。」との記述がありますが、当事業に対して、周辺企業・地元漁業共同組合及び西条市など地元関係機関の合意は得られているとの認識でよろしくご教示願います。 地元機関との協議が完了していない、事業に対する合意が得られていない場合には、施工計画の大幅な変更とそれに伴う工期の変更・工事価格の変更が発生すると思料しますが、これは変更契約対象との認識でよろしくご教示願います。	工法や施工計画等により、説明が必要な範囲は異なりますので、具体的な工法や施工計画等について、事業者から説明をお願いします。 なお、事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
015	002	第 3	2(1)			「上載荷重を10kN/m ² として沈下検討を実施し…」とありますが、想定されている載荷方法、地盤改良工法等があれば提示願います。	事業者において工法等を検討してください。
016	002	第 3	2(1)			残留沈下量を算定するには最終沈下量を想定する必要があります。最終沈下量は、いつ時点からの沈下量と想定すればよろしくご教示願います。	これまで沈下の動態観測等は実施していないことを踏まえ、最終沈下量の設定方法についても、御提案をお願いします。
017	002	第 3	2(1)			参考資料 5 に土質ボーリング柱状図の記載があります。沈下には、①：沖積粘性土層 (Ac 層) の圧密沈下、②：その上層にある埋土層の圧縮沈下、③：①と②を合わせた地層全体の沈下、④地表面の沈下等が考えられますが、設計業務において検討の対象とする沈下は何でしょうか。また、設計残留沈下量とは上記のうちどの沈下に対するものを指しているのかご教示願います。	各層の沈下の有無等について、検討・想定していただき、御提案頂ければと思います。
018	002	第 3	2(1)			参考資料5に土質ボーリング柱状図が記載されていますが、現在、沈下量の計測は行われているのでしょうか。例えば、沖積粘性土層 (Ac層) の沈下量、その上層にある埋土層の沈下量等は計測しているのでしょうか。計測データがあればご提示願います。	沈下量の計測は行っていません。

019	002	第3	2(1)		適正な設計により圧密沈下を予測したにもかかわらず、施工中の動態観測結果から導き出される最終圧密沈下量（解析値）は想定を超える可能性があります。残留沈下量も10cmを超える可能性があります。その場合の追加対策や工期延長等は設計変更協議の対象との認識でよいかが教示願います。	事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
020	002	第3-2	2(1), (4)		既存施設に係る事前対策工（周辺地盤・護岸の返上防止対策）の検討・計画には、現時点の土質状況・埋立て履歴と現在までの沈下状況(測定データ等)・既設護岸の詳細構造等が必要のため、ご提示願います。契約後に上記情報が明確になり、施工計画に変更が生じた場合には、工期・工事価格は変更契約対象との認識でよいかが教示願います。	事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
021	002	第3-2	2(1), (4)		工事に伴う周辺への影響や想定を超えた残留沈下等の各種リスクに対する詳細検討は、受注後に行うものとし、入札金額には上記リスク費用を計上せず、受注後の設計変更対象と考えてよいでしょうか。	必要とされる要因を見込んだうえで、入札金額を設定してください。
022	002	第3	2(1)		圧密沈下を想定しているか。 圧密計算を考えた場合、いつ上載荷重を作用させて令和8年度末に残留沈下量を10cm以下とするか。 上載荷重は何を想定しているか。ご教示願います。	事業者において工法等を検討してください。
023	002	第3	2(2)		「埋立地の完成時における地盤高は、公有水面埋立免許申請書のとおり」とありますが、提供いただいた参考資料の土質調査結果等では、地盤改良範囲及び深度が想定出来ません。埋立工事及び護岸工事を行われた時に現地盤の土質調査等を実施されていれば、ご提示願います。	土質調査結果については、参考資料として提示した資料のみです。
024	002	第3	2(2)		「埋立地の現地盤高さ」の分かる資料をご提示願います。	現地盤の高さが分かる資料は用意しておりません。個別現場説明会の際に、御確認をお願いします。
025	002	第3	2(2)		「埋立地の完成時における地盤高は、公有水面埋立免許申請書のとおりとする」とありますが、沈下の状況によって計画の地盤高にならない可能性があります。その場合の対応（追加の盛土等）は変更契約の対象との認識でよいかが教示願います。	計画の地盤高になるよう設計のうえ、施工をお願いします。
026	002	第3	2(2)		圧密沈下に伴う不足土は、埋立許可資料に記載されている通り、埋立計画地背後地域の各種公共工事から発生する建設発生土が工期内に無償で受入れ可能という認識でよいでしょうか。	建設発生土につきましては、発生のタイミングや量が不透明です。施工中に協議をお願いします。
027	002	第3	2(3)		追加調査は工事費の中に含まれるのか。	追加調査が必要であれば、それも見込んだうえで入札金額を設定してください。
028	002	第3	2(4)		既存施設に係る事前対策工の周辺地盤・護岸工事の工事写真や工事日報等の閲覧もしくは参考資料として提供いただけないでしょうか。ご教示願います。	保存期限を超過しており、資料がありません。
029	002	第3	2(6)		「将来の工場等の建設に影響のない」との記述がありますが、工場の建設計画（レイアウト・基礎仕様等）・制約条件など具体的に教示願います。	立地企業の公募は令和8年を予定しておりますので、現時点ではありません。
030	002	第3	3(1)		「立地企業の要望を踏まえ、県が、事業地のうち、早期に竣工すべき場所を部分的に指定することがある。」との記述がありますが、沈下対策工事の施工工程・工期に大きく影響することが予想されますので、その場所およびその完成時期をご提示願います。 また、契約後に早期完成の場所および時期の指示があった場合は、条件変更として変更契約の対象との認識でよいかが教示願います。	立地企業の公募は令和8年を予定しておりますので、現時点では、早期に竣工すべき場所があるか否か不明の状況です。 なお、事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
031	002	第3	3(1)		「早期に竣工すべき場所を部分的に指定することがある」と記載されていますが、指定の時期によっては、工事状況等により対応できない可能性があります。その場合は、協議対象とし計画に変更が生じた場合には、工期および工事価格は変更契約との認識でよいかが教示願います。	事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
032	002	第3	3(1)		「早期に竣工すべき場所を部分的に指定することがある」とありますが、当初計画では、ご指定の時点で沈下が収束していない等のリスクがあります。その場合は、協議のうえ方針を決定し、計画に変更が生じた場合は、工期・工事価格へ変更契約の対象との認識でよいかが教示願います。	事業契約書案第16条、第17条、第18条等に該当すれば、変更契約の対象となります。
033	002	第3	3(3)		「ドレーン工法の場合、沈下の動態観測を実施すること」とありますが、沈下量を把握するためには、ドレーン工法以外の場合でも行う必要があると考えます。ドレーン工法以外の工法を採用する場合でも、動態観測を行うものと考えてよいでしょうか。	要求水準を満足する観測方法について提案をお願いします。
034	002	第3	3(5)		地盤改良実施後、沈下を促進するための上載荷重として盛土を行う必要があると考えられます。その盛土に使用する土砂は周辺の公共工事等から無償で要求する時期に搬入されるところと考えてよいでしょうか。例えば、本事業地全体に一律に厚さ1.0m盛土すると仮定すると、 $V=1.0m^2 \times 314,000m^2 = 約30万m^3$ となり、相当な量の土砂が必要となります。	建設発生土につきましては、発生のタイミングや量が不透明です。施工中に協議をお願いします。
035	003	第3	4(1)		本事業の業務遂行に係る、愛媛県企業立地課以外の県の部署、関係機関、関連工事等をご教示願います。	愛媛県港湾海岸課です。
036	003	第3	4(1)		「無理のないスケジュールで行うことが可能な体制及び施工計画とすること」との記述がありますが、「無理のない」とは具体的にどのような制限・制約を意味しているのかご教示願います。	週休2日の徹底等を考えています。
037	003	第3	4(1)		本事業の施工日・施工時間等の制約・制限情報をご提示願います。（例えば、4週8閉所対象工事、施工時間は〇時～〇時とする、など）	各種法令を遵守のうえ、施工をお願いします。
038	003	第3	4(2)		関係機関との協議について、想定している関係機関の数と機関名をご教示願います。	周辺企業、地元漁協及び西条市等を想定しています。
039	003	第3	4(2)・(3)		「関係機関との協議」「近隣への配慮」に関して、当事業への合意・許認可は取得済みとの認識でよいかが教示願います。	工法や施工計画等により、説明が必要な範囲は異なりますので、具体的な工法や施工計画等について、事業者から説明をお願いします。
040	003	第4			業務分担に事業者が工事監理が含まれていますが、実施要領を提示いただきたい。また、配置する人数を提示いただきたい。	愛媛県土木工事共通仕様書を御確認ください。
041	003	第4			業務分担に事業者が工事監理が含まれていますが、この費用は入札金額に含めるのでしょうか。	工事監理費も入札金額に含めてください。